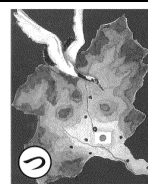




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月22日(金) 号外(第6号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同) 3

人事委員会規則

- 令和五年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則 4
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 5
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 9
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 9
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 12

企業管理規程

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(企業局総務課) 12

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(病院局経営戦略課) 12

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十九号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十七イの表2級の欄中

61	55	43	66	61	52	39	26	26
61	55	43	66	61	52	40	26	27
62	56	44	66	61	53	41	27	28
62	56	44	66	62	53	41	27	29
62	57	45	67	62	54	42	28	29
62	57	45	67	62	54	42	28	30
62	57	46	67	62	55	43	29	30
62	57	46	67	62	55	43	29	31
63	58	47	67	63	56	44	30	31
63	58	47	68	63	56	44	30	32
63	58	48	68	63	57	45	31	32
63	58	48	を	63	57	45	31	33
63	59	49	37	63	57	46	32	33
63	59	49	38	64	58	46	32	33
64	59	50	38	64	58	47	33	34
64	59	50	38	64	58	47	33	34
64	60	51	39	64	59	48	34	34
64	60	51	39	64	59	48	34	35
64	60	52	40	65	59	49	35	35
64	60	52	40	65	60	49	35	35
65	61	53	41	65	60	50	36	36
65	61	53	41	65	60	50	に、	を
66	61	54	42	65	61	51	38	25
66	61	54	42	66	61	51	を	25

67 に改め、別表第十七ロの表2級の欄中

38
39
40
41
41
42
42
43
43

43
44
を
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
に、
54
54
55

55
56
56
57
58
59
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65
65

65
65
66
66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
を
53
54
54

63
63
63
64
64
64
64
64
65
65
65
65
66
66
66
66
67
67
67
67
に改め、別表
62
62
62
62
63

54
55
55
55
56
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62

35
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
43
43
に改め、同表

3級 の欄中
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62

63
63
を
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62

公布する。

令和五年十二月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第二十号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十以上百分の二百」を「百分の百二十四以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五以上百分の百二十」を「百分の百十二・五以上百分の百二十四」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十七」を「百分の百一」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の四十九・五」を「百分の五十一・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六」を「百分の四十八」に改める。

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
第二十八条の十の次に次の一条を加える。

(夜間学級担当手当)

第二十八条の十一 教育職員が条例第十七条第一項第十四号に定める業務に従事した場合には、勤務一月につき当該職員の給料月額に、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の手当を支給する。

一 夜間学級を置く中学校の校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)、本務として夜間学級に関する校務をつかさどる副校長及び本務として夜間学級に関する校務を整理する教頭 百分の七

二 夜間学級を置く中学校の教員(本務として夜間学級の教育に従事する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。) 百分の九

第三十条中「特殊勤務手当」の下に「(第二十八条の十一に定める手当を除く。)」を加える。

第三十一条第一項中「特殊勤務手当は、」を「特殊勤務手当(第二十八条の十一に定める手当を除く。)」に改め、「支給定日に」の下に「支給し、同条に定める手当は給料の支給方法に準じて」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二十八条の十一に定める手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかった場合(条例第二十六条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(派遣をされた学校職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。))により、条例第十八条の規定により勤務しないことにつき特に承認が

あつた場合を除く。)

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十四以上百分の二百十」を「百分の百二十一・五以上百分の二百五」に改め、同項第二号中「百分の百十二・五以上百分の百二十四」を「百分の百十以上百分の百二十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百一」を「百分の九十八・五」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十一・五」を「百分の五十二・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十八」を「百分の四十六・七五」に改める。

第四十四条の十一第一号中「もの」の下に「(次号に掲げる学校職員を除く。)」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 条例第二十四条の三第一項に規定する学校職員で第二十八条の十一に定める手当を支給されるもの。その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第九に掲げる額に四分の三を乗じて得た額(同条に定める手当の支給を受けない期間にあつては、別表第九に掲げる額)

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

附則第五項中「百分の九十五」を「百分の百」に改める。

第四条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百十」を「百分の二百五」に改める。

附則第五項中「百分の百」を「百分の九十七・五」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項並びに第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

人事委員会規則

令和五年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

群馬県人事委員会規則第二十四号

群馬県人事委員会委員長 森田均

令和五年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受け
る任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和五年群馬県条例第五十九号)附則第二条の規定に基づき、最高の号給を超える給料月額を受けていた任期付研究員等の給料月額の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による給料月額の切替え)

第二条 令和五年四月一日(以下「適用日」という。)の前日において群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)第五条第五項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

適用日の前日における給料月額	新給料月額
円 889,000	円 899,000
円 965,000	円 968,000

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額の切替え)

第三条 適用日の前日において群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第七条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、その者の適用日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

新給料月額
円 960,000
円 968,000

適用日の前日における給料月額
円 950,000
円 965,000

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成三十年改正条例附則第二条の規定による最高の号給を超える給料月額を受け
る任期付研究員等の給料月額の切替えに関する規則(平成三十年群馬県人事委員会
規則第二十一号)は、廃止する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第八イの表2級の欄中

22
23
24
25
25
25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
32
32
31
31
30
30
29
29
28
28
27
27
26
26
25
25
24
23
23
22
21

33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
21
22
23
23
24

24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
33
33
33
34

34
34
35
35
35
36
36
36
37
38
37
38
39
39
40
40
41
42
43
38
39
40
41
41
42

42
43
43
44
を
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
に、
50
50
50
50
51
51

に改め、同表3級の欄中

を

101	73	中	31			め、同表4級の欄中	55	59	54	
102	74	70	31	32	55		55	59	55	を
102	75	71	31	32	55		55	59	55	49
103	76	72	31	32	56		55	59	55	50
を	77	73	31	32	56		56	を	55	50
93	78	74	31	32	56		56	51	55	50
94	79	75	32	32	56	56	56	51	56	50
94	に	76	32	32	56	56	56	51	56	50
94	94	77	32	32	56	56	56	52	56	に
95	94	78	32	32	57	56	56	52	56	52
95	95	79	32	32	57	57	56	52	57	52
95	95	79	32	32	57	57	56	52	57	52
96	96	80	32	33	57	57	57	53	57	52
96	96	を	32	33	57	57	57	53	57	52
96	97	69	32	33	57	57	57	53	57	53
97	97	70	32	34	58	58	57	54	58	53
97	97	70	32	34	58	58	57	54	58	53
98	98	71	32	35	58	58	57	54	58	53
98	98	71	を	31	58	58	57	54	58	54
99	99	72	31	31	59	59	57	54	58	54
99	99	72	31	31			57	54	58	54
100	100		31	31				55		54
100	101									54

33	19	中	53	36	59	45	32	22	65	69	101
33	19	18	53	37	60	46	33	23	66	69	に改め、同表4級の欄中
33	20	18	53	37	60	47	33	23	67	70	
34	20	19	54	38	60	48	34	24	68	70	
34	21	19	54	39	を	49	34		69	71	
34	21	20	54	39		50	35		70	71	
34	22	20	55	40	29	51	35	17	71	72	
35	22	21	55	40	30	52	36	18	に改め、別表第八の表2級の欄中		
35	23	21	56	41	30	53	36	18		を	53
35	23	21	56	41	30	54	37	19			54
36	に	22	56	42	31	54	38	19			55
36	26	22	57	42	31	55	38	20			56
36	26	23	57	43	31	56	39	20			57
37	27	23	58	43	32	56	39	21			58
37	27	23	58	44	32	57	40	22			59
37	28	24	59	44	32	57	40	23			60
38	28	を	に改め、同表3級の欄	45	33	57	41	に			61
38	29	17		46	33	57	41		18		62
38	30	18		47	34	58	42	30	19		63
39	31	18		48	34	58	42	30	20		64
39	32	18		49	35	59	43	31	21		65
39	33	19		50	35	59	43	31	21		66
				51	36		44	32	22		67
				52							68

42	30	41	29	28	27	43	45	表4級の欄中	37	27	39
42	31	42	29	28	28	43	45		37	28	40
43	31	42	30	28	28	44	45		38	28	40
43	32	43	30	28	28	44	45		38	28	40
43	32	43	31	29	28	44	46		38	29	40
	33	44	31	29	29	45		38	38	30	41
	33	44	32	29	29	45		38	38	31	41
に改め、同表3級の欄中	34	45	32	30	29	45	を	39	38	32	41
	34	45	33	30	30	45		39	39	33	41
	35	46	33	30	30	45		40	39	33	41
	35	46	34	30	30			40	39	33	42
	36	46	34	31	31			41	40	34	42
	36	47	35	31	31			41	40	34	42
	37	を	35	36	を			42	40	34	42
	37	25	36	26	25			42	40	34	42
	38	26	36	26	26			43	41	35	43
58	38	26	37	26	26			43	41	35	を
58	39	27	37	26	26			43	41	35	25
59	39	27	38	26	26			43	41	35	26
60	40	28	38	27	27			44	41	36	26
60	40	28	39	27	27	26		44	41	36	26
61	41	29	39	27	27	26		44	41	36	27
61	41	29	40	27	27	27		44	41	36	27
61	41	30	40	27	27	27		44	41	36	27
61	42		41	27	27	27		44	41	37	

95	89	82	61	を	60	八への表2級の欄中	47	39	48	41	60	61
96	90	83	62	41	61		47	40	48	41	61	61
	90	83	63	42	62		47	40	48	42	61	62
	90	83	64	42	63		47	41	48	42	61	62
81	90	83	65	43	64		48	41	49	43	61	62
82	91	84	66	43	65		48	41	49	43	61	62
82	91	84	66	44	65	42	48	42	49	43	62	62
82	91	84	67	44	66	43	48	42	49	44	62	62
82	91	84	67	45	67	44	48	42	49	44	62	62
82	92	85	68	46	67	45	49	43	49	44	62	63
83	92	85	68	47	68	46	49	43	50	45	62	63
83	92	85	69	48	68	47	49	43	50	45	62	
83	92	86	70	49	69	48	49	44	50	45	に改め、同表5級の欄中	を
83	93	86	71	50	70	49	50	44	50	45		57
83	93	86	72	51	71	50	50	44	50	46		58
84	93	87	73	52	72	51	50	45	51	46		58
84	93	87	74	53	73	52	50	45	51	46		59
84	94	87	75	54	73	53	50	45	51	46		59
84	94	88		55	74	54	50	46	を	47		59
84	94	88	に、	56	74	55	50	46		47		59
85	94	88		57	75	56	50	46	37	47	38	60
85	95	89	82	58	75	57	50	46	38	47	39	60
85	95	89	82	59	75	58	50	46	38	48	40	60
86	95	89	82	60	76	59	50	47	39	48	41	60

め、同表3級の欄中	51	45	34	20	57	52	45	30	17	93	86	
	52	46	35	21	57	52	45	31	18	93	86	
	52	46	35	21	58	52	46	32	18	94	87	
	52	46	36	22	58	53	46	33	19	94	87	
	52	46	36	22	58	53	46	33	19	94	87	
	53	47	37	23	59	53	47	34	20	95	88	
	53	47	37	23	59	53	47	34	20	95	88	
	53	47	38	24	59	53	47	35	21	95	88	
	58	53	38	24	を			35	21	に改め、別表第八トの表2級の欄中		
	58	53	38	24	13	54	48	36	22	89	89	
	59	53	39	25		54	48	36	22	89	89	
	59	54	39	25		54	48	36	22	89	89	
	60	54	40	26		14	54	49	37	23	89	89
	60	54	40	26		14	54	49	37	23	90	90
	61	54	41	27		15	55	49	38	24	90	90
	61	54	41	27		15	55	49	38	24	90	90
	62	55	42	28		16	55	50	39	25	90	90
	62	55	42	28		16	55	50	39	25	91	91
	63	55	43	29		17	55	50	40	26	91	91
	63	55	43	30	17	56	50	40	26	91	91	
64	55	44	31	18	56	51	41	27	92	92		
64	55	44	32	18	56	51	42	27	92	92		
65	56	45	33	19	56	51	43	28	92	92		
65	56	45	33	19	56	51	44	28	92	92		
66	51	45	34	20	57	52	45	29	92	92		
66	51	45	34	20	57	52	45	29	92	92		
66	51	45	34	20	57	52	45	29	93	93		

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。
- 2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

48	44	48	67															
	44	49	67															
	44	49	68															
	45	49	を															
45	49	57	58	58	58	59	59	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65
45	46	37	38	38	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44	
46	46	38	39	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44		
46	46	38	39	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44		
46	46	38	39	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44		
46	46	38	39	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44		
46	46	38	39	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44		
47	47	40	40	40	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	44	44		
47	47	40	40	40	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	44	44		
47	47	40	40	40	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	44	44		
47	47	40	40	40	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	44	44		
47	47	40	40	40	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	44	44		
47	47	40	40	40	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	44	44		
48	48	43	43	43	44	45	45	45	46	46	46	47	47	47	48	48		
48	48	43	43	43	44	45	45	45	46	46	46	47	47	47	48	48		
48	48	43	43	43	44	45	45	45	46	46	46	47	47	47	48	48		
48	48	43	43	43	44	45	45	45	46	46	46	47	47	47	48	48		

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十二月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十六号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百二十以上百分の二百」を「百分の百二十四以上百分の二百十」に、「百分の百四十四以上百分の二百四十」を「百分の百四十八以上百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五以上百分の百二十」を「百分の百十二・五以上百分の百二十四」に、「百分の百二十九・五以上百分の百四十四」を「百分の百三十三・五以上百分の百四十八」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百十七」を「百分の百二十一」に改める。

第二十九条の七の二第二項第一号中「百分の四十九・五」を「百分の五十一・五」に、「百分の五十九・五」を「百分の六十一・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六」を「百分の四十八」に、「百分の五十六」を「百分の五十八」に改める。

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百二十四以上百分の二百十」を「百分の百二十一・五以上百分の二百五」に、「百分の百四十八以上百分の二百五十」を「百分の百四十五・五以上百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十二・五以上百分の百二十四」を「百分の百十以上百分の百二十一・五」に、「百分の百三十三・五以上百分の百四十八」を「百分の百三十一以上百分の百四十五・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百一」を「百分の九十八・五」に、「百分の百二十一」を「百分の百十八・五」に改める。

第二十九条の七の二第二項第一号中「百分の五十一・五」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十一・五」を「百分の六十二・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十八」を「百分の四十六・七五」に、「百分の五十八」を「百分の五十六・七五」に改める。

別表第一 農業事務所家畜保健衛生課の項中「一・五」を「二」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百」を「百分の二百十」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に改める。

附則第五項中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改める。

第四条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように

改正する。

附則第四項中「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改める。

附則第五項中「百分の百」を「百分の九十七・五」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十九条の七第一項及び第二十九条の七の二第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	30,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	29,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	28,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	27,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	26,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	51,100	23,500
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	49,300	21,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	47,500	18,500
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	45,700	16,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	43,900	13,500
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	42,100	11,000
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	40,300	8,500
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	38,500	6,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	36,700	3,500
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	35,300	1,000
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	19,300	
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	18,400	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	17,700	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。					

別表第二(附則第2項関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	290,900	258,700	216,400	35,800	21,000
1年以上2年未満	290,900	258,700	216,400	35,800	20,300
2年以上3年未満	290,900	258,700	216,400	35,800	19,600
3年以上4年未満	290,900	258,700	216,400	35,800	18,900
4年以上5年未満	290,900	258,700	216,400	35,800	18,200
5年以上6年未満	290,900	258,700	216,400	35,800	16,500
6年以上7年未満	290,900	258,700	216,400	34,500	14,700
7年以上8年未満	290,900	258,700	216,400	33,300	13,000
8年以上9年未満	290,900	258,700	216,400	32,000	11,200
9年以上10年未満	290,900	258,700	216,400	30,700	9,500
10年以上11年未満	290,900	258,700	216,400	29,500	7,700
11年以上12年未満	290,900	258,700	216,400	28,200	6,000
12年以上13年未満	290,900	258,700	216,400	27,000	4,200
13年以上14年未満	290,900	258,700	216,400	25,700	2,500
14年以上15年未満	290,900	258,700	216,400	24,700	700
15年以上16年未満	290,900	258,700	216,400	23,700	
16年以上17年未満	287,800	255,900	214,100	22,800	
17年以上18年未満	284,800	253,100	211,800	21,800	
18年以上19年未満	281,700	250,300	209,500	20,800	
19年以上20年未満	278,600	247,500	207,200	19,800	
20年以上21年未満	275,500	244,700	204,900	18,800	
21年以上22年未満	263,000	233,700	195,800	18,400	
22年以上23年未満	249,100	221,600	186,000	18,000	
23年以上24年未満	235,600	209,900	176,500	17,300	
24年以上25年未満	222,000	198,100	166,800	16,900	
25年以上26年未満	208,400	186,300	157,200	16,500	
26年以上27年未満	192,500	171,700	144,900	16,000	
27年以上28年未満	177,000	157,400	132,900	15,600	
28年以上29年未満	161,300	143,200	120,800	15,100	
29年以上30年未満	145,300	128,600	108,500	14,800	
30年以上31年未満	128,000	113,300	95,900	14,600	
31年以上32年未満	110,500	97,900	83,100	14,100	
32年以上33年未満	93,300	82,700	70,600	13,500	
33年以上34年未満	68,300	61,700	53,300	12,900	
34年以上35年未満	43,500	40,900	36,300	12,400	
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。					

附則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十二月二十二日
群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十八号

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特種勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項第十四号中「土木事務所」を「農業事務所(人事委員会が定めるものに限る。）」及び「土木事務所」に、「橋梁」を「橋梁等」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削る。

第十九条中「並びに条例第十七条第一項第三号」を削る。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

企業局管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年十二月二十二日
群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十一号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。
第十六条第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

附則
(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十五条第二項及び第三項並びに第十六条第二項第一号及び第二号の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
(給与の内払)
2 改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年十二月二十二日
群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第十号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に、「百分の百を」を「百分の百五を」に改める。
第三十条第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第六中「三〇八、六〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「三〇六、一〇〇円」を「三〇六、七〇〇円」に、「三〇三、七〇〇円」を「三〇四、三〇〇円」に、「三〇一、二〇〇円」を「三〇一、八〇〇円」に、「二九八、七〇〇円」を「二九九、三〇〇円」に、「二九三、六〇〇円」を「二九四、四〇〇円」に、「二八八、五〇〇円」を「二八九、五〇〇円」に、「二八三、四〇〇円」を「二八四、六〇〇円」に、「二七八、三〇〇円」を「二七九、七〇〇円」に、「二六八、〇〇〇円」を「二六九、四〇〇円」に、「二五七、六〇〇円」を「二五九、〇〇〇円」に、「二四七、三〇〇円」を「二四八、七〇〇円」に、「二三六、九〇〇円」を「二三八、三〇〇円」に、「二二四、八〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に、「二二二、七〇〇円」を「二二四、一〇〇円」に、「二〇〇、六〇〇円」を「二〇二、〇〇〇円」に、「一八八、五〇〇円」を「一八九、九〇〇円」に、「一七五、三〇〇円」を「一七六、七〇〇円」に、「一六二、一〇〇円」を「一六三、五〇〇円」に、「一四八、八〇〇円」を「一五〇、二〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一三七、〇〇〇円」に、「一一七、三〇〇円」を「一一八、七〇〇円」に、「九九、四〇〇円」を「一〇〇、八〇〇円」に、「七三、四〇〇円」を「七六、二〇〇円」に、「四九、一〇〇円」を「五一、九〇〇円」に改める。

附則
(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第六の規定は、令和五年四月一日から適用する。
- 3 改正後の第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
- 4 (給与の内払)
改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
